

第9期

小豆島町介護保険事業計画・老人福祉計画

(計画期間：令和6年度～令和8年度)



小豆島町

介護保険事業計画及び老人福祉計画は、介護保険制度や高齢者に関する保健福祉事業の円滑な実施に関する総合的な計画として、取り組む課題を明らかにし、目標を定めるものです。

この計画は、介護保険事業計画（介護保険法）と老人福祉計画（老人福祉法）を一体的に策定するもので、団塊世代が全員75歳を迎える令和7年度（2025年）を含む第9期の計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を対象に策定するものです。

介護保険事業計画

要支援・要介護認定者や、要介護状態となるおそれの高い高齢者を対象とした、介護サービス等を見込むとともに、それに基づく介護保険料を算定する計画

【根拠法令】

介護保険法第117条（平成9年法律第123号）

【定める事項】

- ・日常生活圏域の設定
- ・各年度の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- ・各年度における地域支援事業の量の見込み
- ・生活支援や健康づくり・介護予防についての取り組みと目標

老人福祉計画

高齢者施策全般に関わる理念や方針、目標を定めた計画であり、高齢者の福祉に関わる総合的な計画

【根拠法令】

老人福祉法第20条の8（昭和38年法律第133号）

【定める事項】

- ・老人福祉施設による事業の量の目標
- ・老人居宅生活支援事業の量の目標
- ・これらの確保のための方策

①日常生活圏域を設定

- ・必要なサービスの提供のため、地域活動や地理的条件を勘案し日常の生活圏域を設定します。

②介護サービス・老人福祉施設の目標を設定

- ・訪問介護やデイサービス等のほか、特別養護老人ホームやグループホーム、小規模多機能型サービスなどの整備計画を定め、介護給付の量を見込みます。

③地域支援事業・老人居宅生活支援の目標を設定

- ・住み慣れた自宅や地域で生涯を健やかに暮らすために実施しようとする町の取り組み(介護予防や在宅生活の支援など)について目標を定めます。

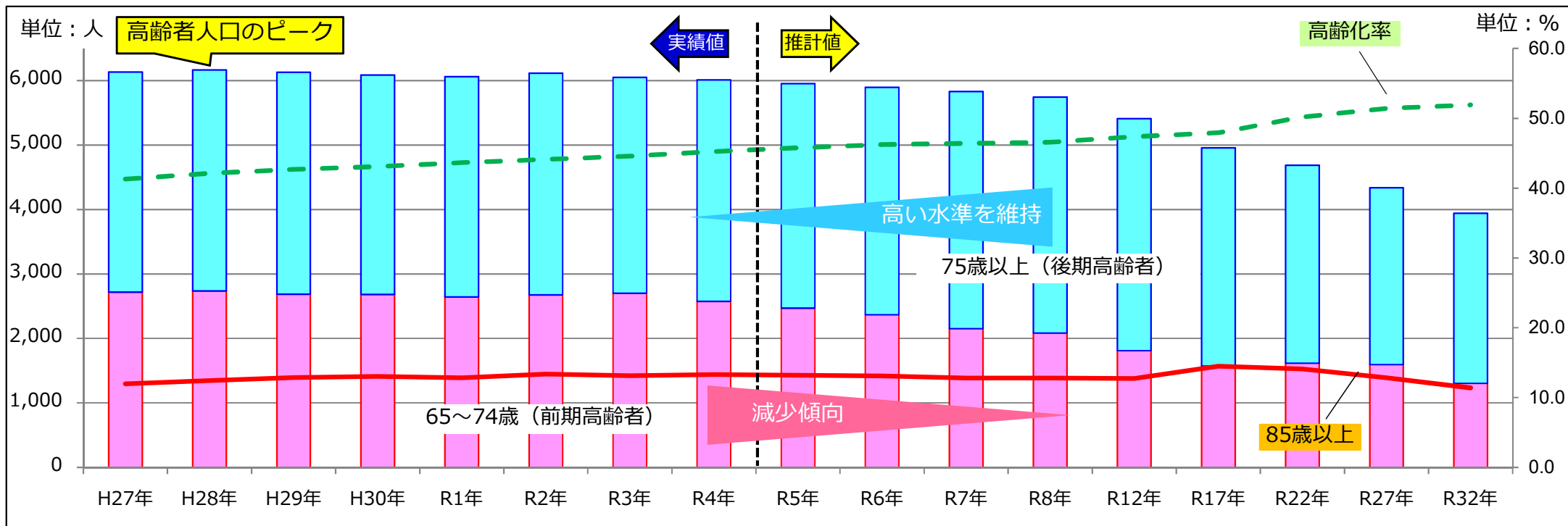
④介護保険料を設定

- ・上記のサービスの見込量から、令和6年度～令和8年度に必要となる介護保険料を算定します。

高齢者人口の推移

2

小豆島町の65歳以上の高齢者人口は、平成28年（2016年）に6,166人とピークに達しており、その後減少傾向となつていますが、高齢者の中でも特に医療や介護が必要となってくる75歳・85歳以上の人口は今後も高い水準を維持し、生産年齢人口の急減により高齢化率はさらに上昇する見込みとなっています。



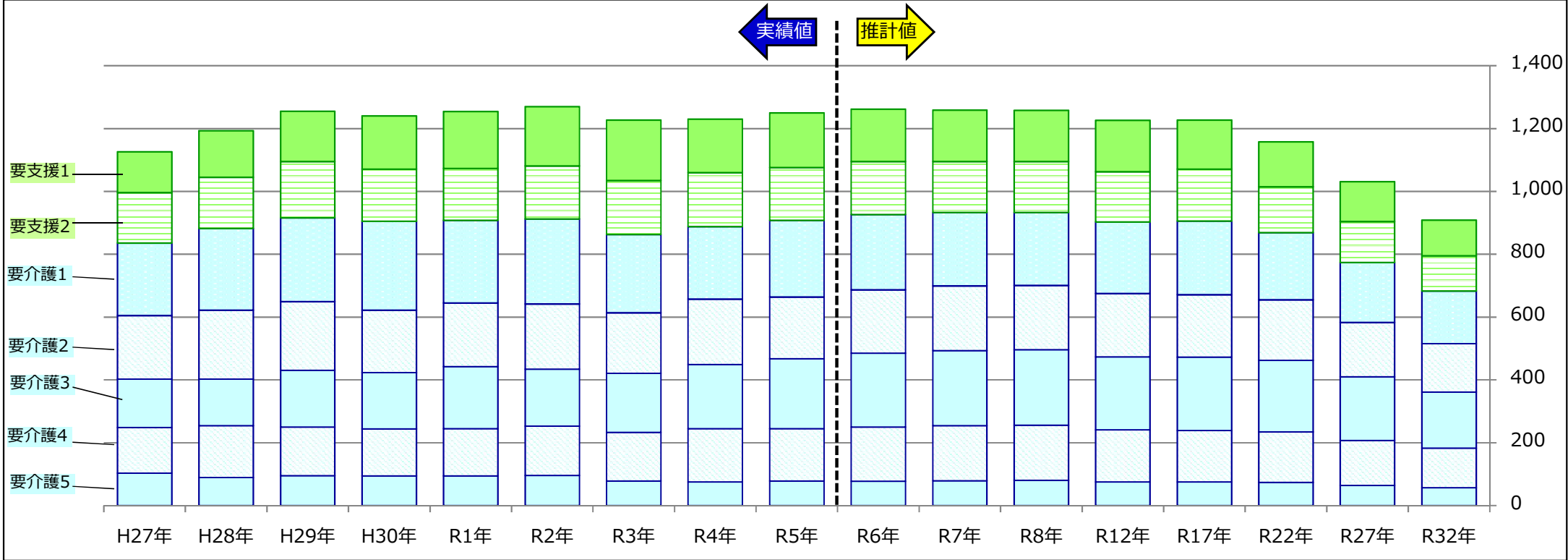
基準日：各年10月1日現在（単位：人）

	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R12年	R17年	R22年	R27年	R32年
0～14歳	1,351	1,326	1,311	1,299	1,280	1,238	1,239	1,166	1,133	1,100	1,074	1,038	893	735	679	638	598
15～64歳	7,375	7,144	6,919	6,747	6,546	6,514	6,273	6,095	5,925	5,755	5,664	5,556	5,122	4,655	3,977	3,463	3,056
65歳以上	6,136	6,166	6,131	6,086	6,062	6,118	6,052	6,012	5,955	5,898	5,831	5,747	5,412	4,959	4,688	4,340	3,944
合計	14,862	14,636	14,361	14,132	13,888	13,870	13,579	13,288	13,013	12,753	12,569	12,341	11,427	10,349	9,344	8,441	7,598
65～74歳	2,722	2,738	2,688	2,684	2,645	2,677	2,704	2,578	2,474	2,370	2,154	2,085	1,811	1,574	1,616	1,594	1,303
75歳以上	3,414	3,428	3,443	3,402	3,417	3,441	3,348	3,434	3,481	3,528	3,677	3,662	3,601	3,385	3,072	2,746	2,641
(85歳以上)	1,298	1,348	1,394	1,411	1,389	1,449	1,424	1,442	1,430	1,418	1,387	1,386	1,380	1,569	1,528	1,391	1,234
高齢化率	41.3	42.1	42.7	43.1	43.6	44.1	45.0	45.2	45.8	46.3	46.4	46.6	47.4	47.9	50.2	51.4	51.9

出典：国勢調査・香川県人口移動調査報告【H27年～R4年】、国立社会保障・人口問題研究所（令和5年推計）【R7年・R12年・R17年・R22年・R27年・R32年】、

※R5年・R6年・R8年は高齢者福祉課の推計による

高齢者人口（65歳以上）は減少に転じているものの、超高齢化により、要介護認定者数は当面、今と変わらないくらい（1,200人台）で推移すると見込んでいます。



基準日：各年10月1日現在（単位：人）

	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R12年	R17年	R22年	R27年	R32年
要支援1	130	148	160	169	181	189	192	170	174	167	164	163	163	156	143	127	114
要支援2	160	163	179	166	165	169	172	172	168	169	162	162	160	165	146	130	112
要介護1	231	260	267	283	263	270	249	231	244	239	234	232	228	235	214	191	168
要介護2	203	220	219	199	203	208	193	208	197	202	206	205	202	199	193	173	154
要介護3	154	148	180	179	197	181	188	204	222	235	239	240	232	233	228	203	178
要介護4	145	165	155	150	151	157	155	170	167	173	175	176	166	164	160	143	126
要介護5	103	89	95	94	94	96	78	75	78	77	79	80	75	75	74	64	57
合計	1,126	1,193	1,255	1,240	1,254	1,270	1,227	1,230	1,250	1,262	1,259	1,258	1,226	1,227	1,158	1,031	909

出典：介護保険事業状況報告【H27年～R4年】年報、R5年：R5.10月報）、小豆島町高齢者福祉課推計【R6年以降】

小豆島全体で、多職種と地域住民が一緒になって

- 健康でいきいきとした生活を長く続けられるよう、地域ぐるみで取り組む健康づくり
- 本人が望む場所で、自分らしく暮らすことができるまちづくり

地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進



※幸齢社会・・・住み慣れた地域で、安心して歳を重ねることのできる社会、歳をとってからも幸せに暮らすことのできる社会

計画の3つの柱

団塊の世代が全員75歳を迎える令和7年度（2025）、そして団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年度（2040）、さらには認知症高齢者の増加を見据え、3つの柱について、効果検証、取り組みの充実を図るとともに、地域の特性を活かした「幸齢社会」の実現を目指します。（地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に取り組みます。）

1 健康づくり・生きがいづくり

健康寿命の延伸と就労・社会参加による元気高齢者の増加を目指します。

- ◆フレイル予防の推進
- ◆多職種連携による自立支援・重症化防止の推進
- ◆住民主体の介護予防活動の推進
- ◆地域活動の担い手の育成
- ◆状態に応じた様々な就労・社会参加の取り組みの推進

2 安心・安全の地域づくり

地域で安心して暮らせるための生活支援体制等の充実と防災減災対策を推進します。

- ◆地域で高齢者を支える「こまめ事業」の推進
- ◆生活支援体制の充実と在宅医療・介護連携の推進
- ◆認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの推進
- ◆権利擁護支援の推進
- ◆災害や感染症対策に係る体制整備

3 介護サービスの維持・人材確保

介護サービスの維持を図るとともに、その基盤となる介護従事者の確保・定着に向けた取り組みを推進します。

- ◆多様な介護・福祉人材の確保・育成
- ◆就業を希望する者に対する支援
- ◆福祉・介護のしごとの魅力発信
- ◆介護現場の生産性向上など人材確保・定着の取り組み拡大

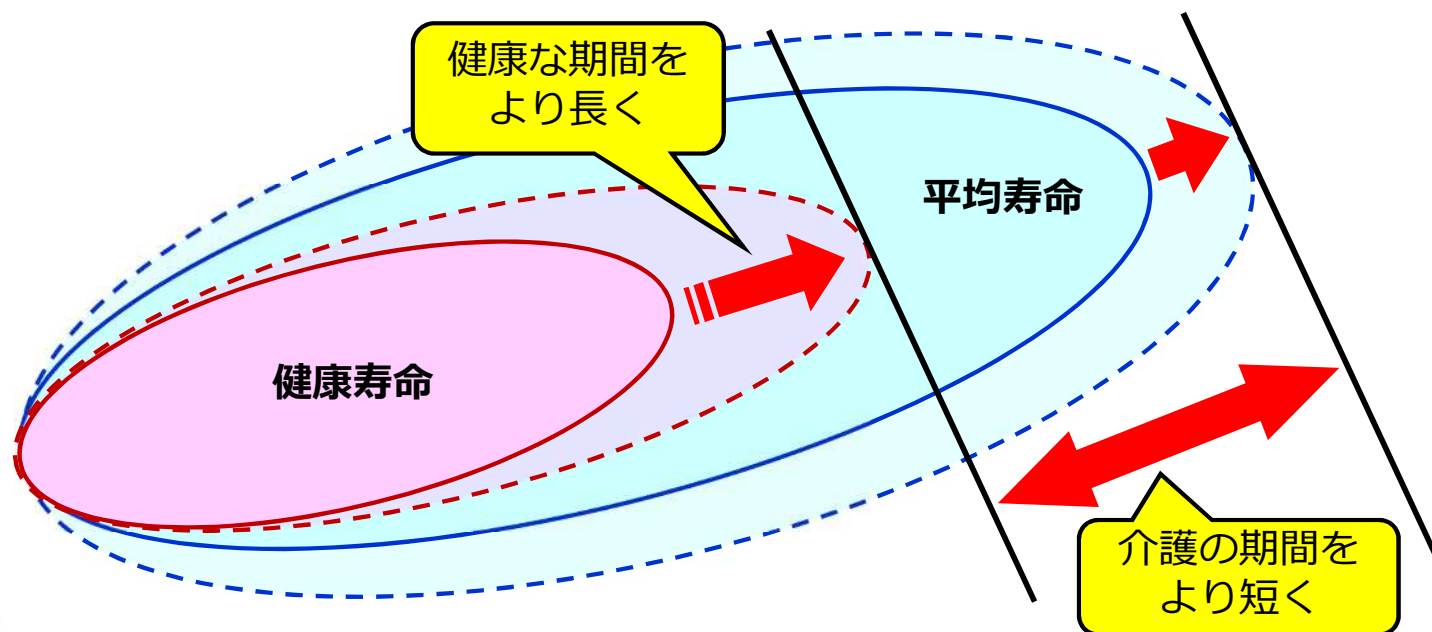
中長期的な視点での3つの柱の充実

健康寿命の延伸
地域力の向上

幸齢社会

住み慣れた地域で、
健康で安心して暮らせる、
社会の実現

健康づくり・生きがいづくりの取り組みを推進し、平均寿命の延伸以上に健康寿命を延ばします。



今後の取り組み

◆フレイル予防の推進

- ・高齢者向けレクリエーションやスポーツの推進
- ・専門職と連携した啓発媒体の作成
- ・デジタルを活用した健康づくり

◆住民主体の介護予防活動の推進

- ・定期的な住民主体の活動を行う団体支援
- ・介護予防グループ活動支援

◆状態に応じた様々な就労・社会参加の取り組みの推進

- ・介護予防ボランティア制度の充実
- ・文化、アート等による多世代交流・多文化共生の推進
- ・培ってきた知識や経験を活かす機会の充実等高齢者の活躍を推進
- ・老人クラブやサロン活動、シルバー人材センターの活動支援

◆多職種連携による自立支援・重症化防止の推進

- ・保健事業と介護予防の一体的な取り組みの実施
- ・地域ケア会議（自立支援型）の充実
- ・地域リハビリテーション活動の充実
- ・介護予防運動教室の実施

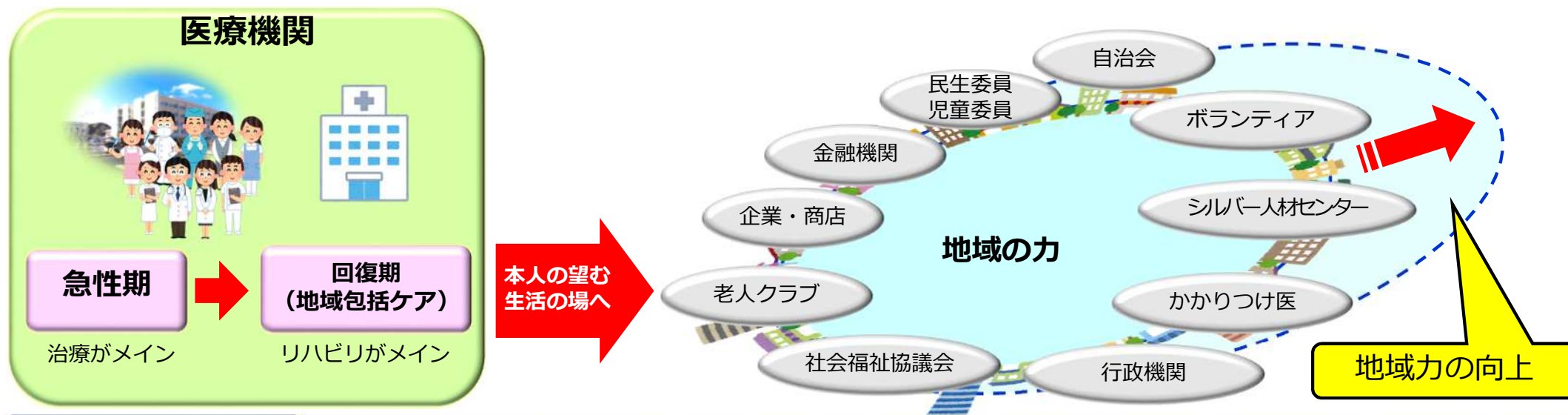
◆地域活動の担い手の育成

- ・オリーブ健康塾、ステップアップ研修の開催

2 安心・安全の地域づくり

7

高齢化の進展に伴う医療機関の機能分化とあわせて、地域包括ケアによる生活支援体制の充実や在宅介護の強化、地域力の向上を目指します。



今後の取り組み

◆地域で高齢者を支える『こまめ事業』の推進

- ・こまめ隊の養成
- ・個人で取り組むボランティア活動
- ・リーダー会議の開催
- ・地域でグループによるボランティア活動

◆認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの推進

- ・認知症初期支援の推進
- ・幅広い年代へ認知症理解の促進
- ・本人・その家族と専門職の集まりの場の拡充
- ・地域で見守るネットワークづくりの拡充

◆災害や感染症対策に係る体制整備

- ・感染症対策に係る体制の整備
- ・防災・減災対策の推進

◆生活支援体制の充実と在宅医療・介護連携の推進

- ・在宅サービスの充実・多職種と地域ぐるみで生活を見守る体制強化
- ・介護する家族等への支援の充実
- ・在宅医療・介護連携の推進

◆権利擁護支援の推進

- ・高齢者虐待防止対策の推進
- ・成年後見制度利用促進と地域連携ネットワークの強化
- ・高齢者の意思決定支援に係る体制の充実

施設・病院
⇕
在宅



- ◆多様な介護・福祉人材の確保・育成
 - ◆就業を希望する者に対する支援
 - ◆福祉・介護のしごとの魅力発信
 - ◆介護現場の生産性向上など人材確保・定着の取り組み拡大

介護給付等に要する費用の適正化に関し、香川県と一体となって適正化に向けた取り組みを推進してきましたが、「介護給付適正化計画」に関する指針（令和5年9月12日老介発0912第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）により、第6期介護給付適正化計画の基本的考え方が示されたことから、本町が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めるものです。

介護給付の適正化とは

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

●第5期介護給付適正化計画の評価・検証

主要5事業	実施の内容	R3	R4	R5
①要介護認定の適正化	外部委託した要介護認定の変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容の点検	全件点検	全件点検	全件点検
②ケアプランの点検	介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画の記載内容等の点検及び指導	12件	12件	12件
③住宅改修等の点検	居宅介護住宅改修工事の点検、福祉用具購入・貸与の必要性、利用状況等の点検	全件点検	全件点検	全件点検
④縦覧点検・医療情報との突合	介護報酬の請求明細書内容の確認、入院情報と介護保険の給付状況との突合による点検。 ※香川県国民健康保険団体連合会に委託	全件点検	全件点検	全件点検
⑤介護給付費通知	受給者への利用サービス内容と費用内訳等の通知	年2回	年2回	年2回



○第6期介護給付適正化計画の目標

主要3事業		R6	R7	R8
①要介護認定の適正化		全件点検	全件点検	全件点検
②ケアプラン等の点検	ケアプランの点検	12件	13件	14件
	住宅改修の点検 福祉用具購入・貸与調査	全件点検	全件点検	全件点検
③医療情報との突合・縦覧点検		全件点検	全件点検	全件点検

主要事業から除外し任意事業へ

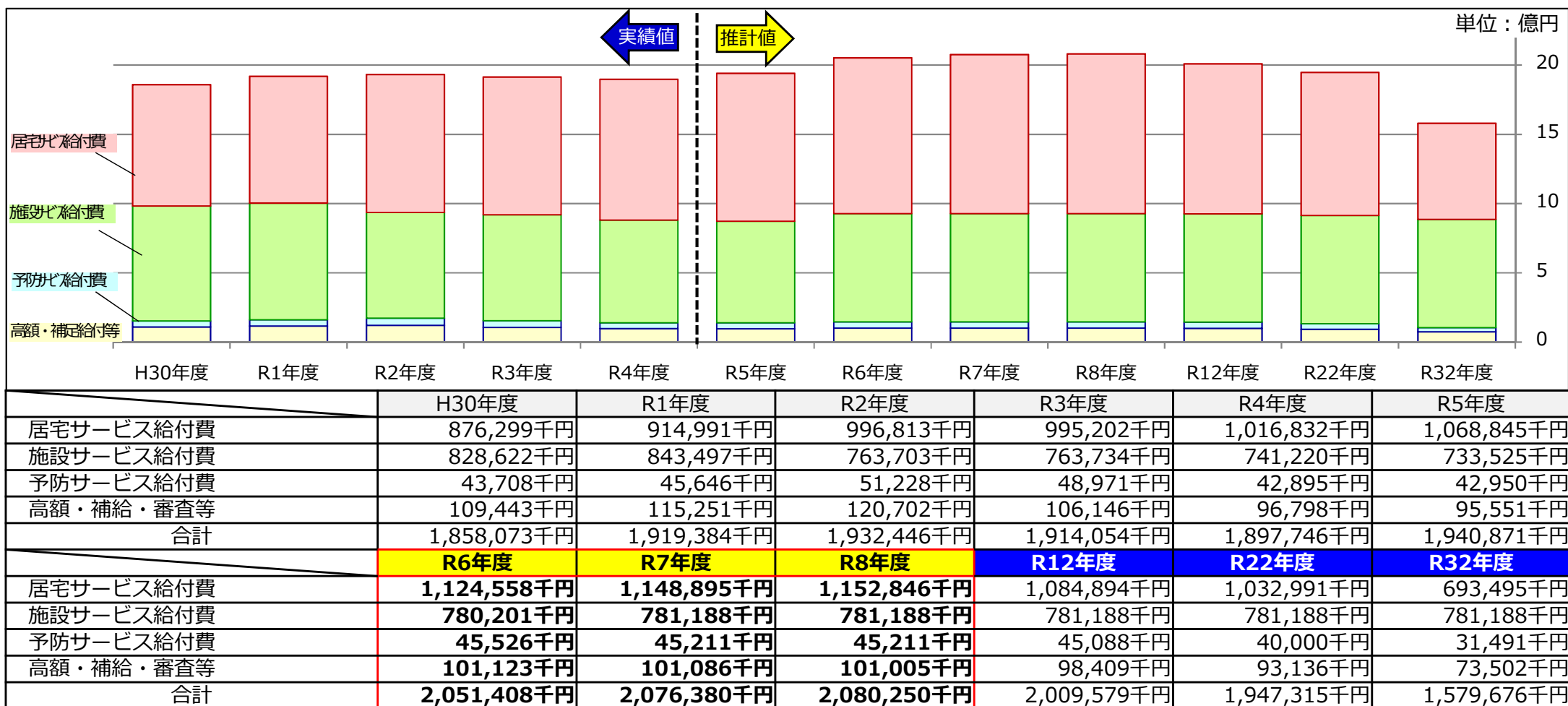
※R3及びR4年は実績値、R5は見込みを表示。

計画期間中の介護サービス見込額については、要介護認定者数や利用者数の伸び、サービスの利用実績や、施設・在宅サービスの施策の方向性等を踏まえて推計しています。

見込額算定にあたっての留意点

【施設サービス】令和6年度から介護医療院→介護老人福祉施設への転換を見込んでいます。（介護医療院▲40床、介護老人福祉施設+30床）

【居宅サービス】令和6年度から定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（地域密着型サービス）の新規開設を見込んでいます。（1事業所）



出典：介護保険事業状況報告，小豆島町歳入歳出決算書（R5年度は見込み）

※端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

「介護予防・健康づくり」、「在宅支援」などの取り組みのため、地域支援事業費は、各年度、上限額で見込んでいます。

	R 6年度	R 7年度	R 8年度	合計	R 12年度
介護予防・日常生活支援総合事業	58,863千円	57,567千円	57,422千円	173,852千円	56,703千円
包括的支援事業・任意事業（社会保障充実分を含む）	51,226千円	49,816千円	49,660千円	150,702千円	49,346千円
地域支援事業全体	110,089千円	107,383千円	107,082千円	324,554千円	106,049千円

地域支援事業について

介護予防・日常生活支援総合事業

訪問介護や配食などの生活支援サービスの提供や
介護予防・健康づくりの普及・啓発
自発的な介護予防に資する活動支援 など



百歳体操

【財源】

国：28%、県：12.5%
町：12.5%
65歳以上保険料：20%
40~64歳保険料：27%

【上限額】

平成28年度の基準額
×75歳以上高齢者の伸び率
ー 当該年度予防給付（介護予防支援）

包括的支援事業・任意事業

地域包括支援センターの運営
介護給付等費用適正化の実施
家族介護者への支援 など



サポーターの養成

【財源】

国：38.5%、県：19.25%
町：19.25%
65歳以上保険料：23%

【上限額】

前年度の上限額
×直近3カ年の65歳以上高齢者の伸び率

包括的支援事業（社会保障充実分）

在宅医療・介護連携の推進
生活支援体制の整備、認知症総合支援
地域ケア会議の実施 など



多職種の連携

【財源】

国：38.5%、県：19.25%
町：19.25%
65歳以上保険料：23%

【上限額】

事業の実施状況に応じた標準額

3年間の給付費等の見込額の合計
(令和6年度～令和8年度)

65億3,259万2千円

65歳以上の被保険者の
負担率や介護給付費準
備基金の取り崩しなど
により算定

第1号被保険者保険料収納必要額
(令和6年度～令和8年度)

11億6,056万4千円

被保険者数や徴収率
より算出

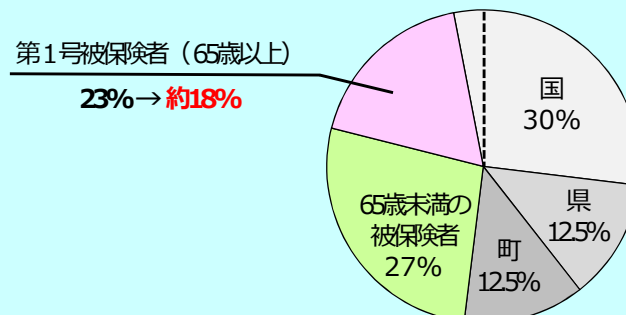
【被保険者数(3年間)】
17,198人
【予定徴収率】
99.57%

保険料基準額

介護保険料の設定にあたっての留意点

介護給付費の費用負担

被保険者の高齢化の状況などにより負担の調整(調整交付金)があり、小豆島町の被保険者の負担率は、約18%の見込みになります。



介護報酬の改定率：+1.59% ※改定率の3か年平均の影響として算定

介護給付費準備基金の取り崩し

保険料の上昇を緩和するため、介護給付費準備基金の取り崩しを行います。

	第7期(H30～R2)	第8期(R3～R5)	第9期(R6～R8)
基金取り崩し額	0円	0円	147,500,000円
基金残高	80,000,000円	148,883,000円	1,383,000円

その他の変更

●低所得者層保険料の軽減

別枠の公費の投入により低所得者の保険料負担を軽減します。

	保険料基準額に対する割合
第1段階	4.55/10 (0.455) → 2.85/10 (0.285)
第2段階	6.85/10 (0.685) → 4.85/10 (0.485)
第3段階	6.9/10 (0.69) → 6.85/10 (0.685)

●所得段階の多段階化(9段階 → 13段階)

制度内での所得再分配機能の強化を図るため、所得段階を多段階化し、低所得者層の標準乗率を引き下げ、高所得者層の標準乗率を引き上げます。

計画期間における介護保険料の設定

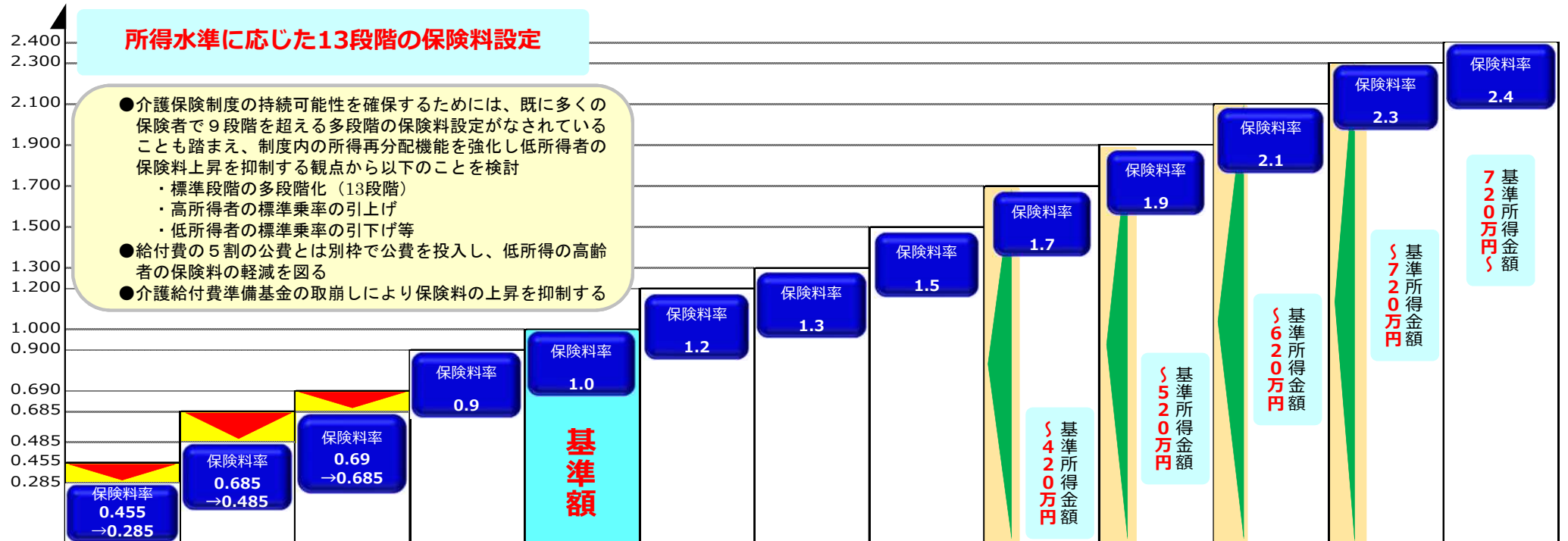
13

保険料基準月額 5,760円 (第7期・第8期計画期間と同額)

	第1期 (H12~14年度)	第2期 (H15~17年度)	第3期 (H18~20年度)	第4期 (H21~23年度)	第5期 (H24~26年度)	第6期 (H27~29年度)	第7期 (H30~R2年度)	第8期 (R3~5年度)	第9期 (R6~8年度)
小豆島町	池田町 2,800円 内海町 2,800円	池田町 2,950円 内海町 2,800円	3,000円	3,440円	4,580円	4,800円	5,760円	5,760円	5,760円
香川県平均	3,076円	3,289円	3,812円	4,198円	5,195円	5,636円	6,164円	6,204円	円
全国平均	2,911円	3,293円	4,090円	4,160円	4,972円	5,514円	5,869円	6,014円	— 円

所得水準に応じた13段階の保険料設定

- 介護保険制度の持続可能性を確保するためには、既に多くの保険者で9段階を超える多段階の保険料設定がなされていることも踏まえ、制度内の所得再分配機能を強化し低所得者の保険料上昇を抑制する観点から以下のことを検討
 - ・標準段階の多段階化(13段階)
 - ・高所得者の標準乗率の引上げ
 - ・低所得者の標準乗率の引下げ等
- 給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を図る
- 介護給付費準備基金の取崩しにより保険料の上昇を抑制する



所得段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階
	世帯全員が非課税			本人非課税・世帯に課税者		本人が課税							
	生活保護受給者 +住民税非課税 世帯であって、 本人の年金等収 入額80万円以下	住民税非課税世 帯であって、本 人の年金等収入 額80万円超120 万円以下	住民税非課税世 帯であって、本 人の年金等収入 額120万円超	住民税非課税者 であって、本人 の年金等収入額 80万円以下	住民税非課税者 であって、本人 の年金等収入額 80万円超	住民税課税者で あって、本人の 合計所得金額 120万円未満	住民税課税者で あって、本人の 合計所得金額 120万円以上 210万円未満	住民税課税者で あって、本人の 合計所得金額 210万円以上 320万円未満	住民税課税者で あって、本人の 合計所得金額 320万円以上 420万円未満	住民税課税者で あって、本人の 合計所得金額 420万円以上 520万円未満	住民税課税者で あって、本人の 合計所得金額 520万円以上 620万円未満	住民税課税者で あって、本人の 合計所得金額 620万円以上 720万円未満	住民税課税者で あって、本人の 合計所得金額 720万円以上
被保険者割合	14.1%	12.0%	12.1%	6.2%	15.2%	19.6%	11.9%	5.1%	1.6%	0.6%	0.4%	0.3%	0.9%
被保険者数	817人	694人	702人	360人	881人	1,141人	692人	295人	94人	33人	25人	19人	52人

計画期間における介護保険料の設定

14

第8期計画・第9期計画の所得段階別第1号被保険者保険料の比較

第8期計画（9段階） ※は公費による軽減措置後のもの			
段階	対象者	保険料率	月額【年額】
第1段階	生活保護受給者、または老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の者 世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	基準額×0.300※ (基準額×0.5)	1,728円※ (2,880円) 【20,740円】
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の者	基準額×0.500※ (基準額×0.625)	2,880円※ (3,600円) 【34,560円】
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える者	基準額×0.700※ (基準額×0.75)	4,032円※ (4,320円) 【48,390円】
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の者で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	基準額×0.9	5,184円 【62,210円】
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の者で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える者	基準額×1.0	5,760円 【69,120円】
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の者	基準額×1.2	6,912円 【82,950円】
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	基準額×1.3	7,488円 【89,860円】
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	基準額×1.5	8,640円 【103,680円】
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の者	基準額×1.7	9,792円 【117,510円】

第9期計画（13段階） ※は公費による軽減措置後のもの			
段階	対象者	保険料率	月額【年額】
第1段階	生活保護受給者、または老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の者 世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	基準額×0.285※ (基準額×0.455)	1,642円※ (2,621円) 【19,700円】
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の者	基準額×0.485※ (基準額×0.685)	2,794円※ (3,946円) 【33,530円】
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える者	基準額×0.685※ (基準額×0.690)	3,946円※ (3,974円) 【47,350円】
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の者で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	基準額×0.9	5,184円 【62,210円】
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の者で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える者	基準額×1.0	5,760円 【69,120円】
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の者	基準額×1.2	6,912円 【82,950円】
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	基準額×1.3	7,488円 【89,860円】
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	基準額×1.5	8,640円 【103,680円】
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の者	基準額×1.7	9,792円 【117,510円】
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の者	基準額×1.9	10,944円 【131,330円】
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の者	基準額×2.1	12,096円 【145,160円】
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の者	基準額×2.3	13,248円 【158,980円】
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の者	基準額×2.4	13,824円 【165,890円】

第9期介護保険事業計画・老人福祉計画の目標値

15

番号	指標	現況 (R4年度)	目標 (R8年度)
1	健康寿命（男性）	79.4歳（平均寿命：82.3歳）	平均寿命の延伸分を上回る 健康寿命の延伸
	健康寿命（女性）	82.5歳（平均寿命：88.4歳）	
2	介護予防グループ活動団体数	32団体	43団体
3	自主的に百歳体操等の活動を行う団体数	26団体	31団体
4	通いの場（サロン活動等）への参加率	16%	18%
5	こまめ隊の養成数（累計）	631人	850人
6	介護予防支援ボランティアポイント制度利用者	142名	170名
7	介護予防支援ボランティア活動団体数	14団体	17団体
8	地域ケア個別会議の開催数	6回／年	6回／年
9	老人クラブ数	36クラブ	36クラブ
10	シルバー人材センターの会員数	135人	150人
11	介護職員初任者研修の島内開催数	1回／年	1回／年

※健康寿命及び平均寿命は、国保データベース(KDB)システム(国民健康保険中央会)の公表数値です。